

平成 23 年度猟銃等講習会開催について

平成 23 年 2 月 16 日

■ 平成 23 年度猟銃及び空気銃の取扱い等に関する講習会の開催について

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱い等に関する講習会を下記により開催します。

記

1. 講習会の開催日程及び会場

別表「平成 23 年度猟銃等講習会開催日程」をご覧ください

※やむを得ない事情により、変更することがあります。

2. 受講対象者

(1) 初心者講習

狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に使用するため、猟銃又は空気銃の新規の所持許可を受けたいと希望し、岩手県内にお住まいの方。

(2) 経験者講習

現在、許可を受けて猟銃又は空気銃を所持されている方で前回の講習から3年経過している方

(銃の所持許可更新又は追加所持許可等の申請を予定されている方は、申請の際に講習修了証明書が必要になります。)

※ 講習修了証明書の有効期間は、交付を受けた日から3年です。

なお、公安委員会から射撃指導員として指定されている方は、受講する必要はありません。

3. 講習内容

講習科目	初心者講習	経験者講習
1: 猟銃、空気銃の所持に関する法令の科目	3 時間 30 分	1 時間 30 分
2: 猟銃等の使用、保管等の取扱いの科目	1 時間 30 分	1 時間
3: 考査	1 時間	—————

4. 受講申込み手続き方法

(1) 初心者講習を受講される方は、あらかじめ住所地を管轄する警察署の生活安全課へご相談ください。

ア. 備え付けの申込書に写真1枚（おおむね2.4cm×3.6cmの大きさで、6ヶ月以内に撮影したもの）と手数料を添えて、提出してください。

イ. その際、講習会テキストをお渡ししますので、講習会を受講する前にその内容をよく読んでおいてください。

ウ. 当日は、講習会テキスト及び筆記用具（考査があります。）のほか、眼鏡等の各自必要とするものを忘れずに持参してください。

(2) 経験者講習を受講される方は、各開催日の1か月前から1週間前までに、住所地を管轄する警察署生活安全課に備え付けの申込書に、写真1枚（おおむね2.4×3.6cmの大きさで6か月以内に撮影したもの）と手数料を添えて提出してください。当日は筆記用具を持参してください

(3) 手数料は岩手県収入証紙で収めてください。

（手数料：初心者 6,800 円 / 経験者 3,000 円）

5. 注意事項等

(1) 講習会に遅刻及び途中退席した場合等、講習が無効となることがあります。

(2) 受講申込み後、都合により欠席する場合等は、警察署生活安全課又は警察本部生活環境課までご連絡下さい。

(3) 講習会について不明な点などは、各警察署生活安全課又は警察本部生活環境課

(TEL:019-653-0110 内線 3192、3193、3194) にお問い合わせください。